

情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

(平成16年3月5日・厚生労働省)

- 1 在宅勤務の現状と課題 (略)
- 2 在宅勤務についての考え方 (略)
- 3 労働基準関係法令の適用及びその注意点

(1) 労働基準関係法令の適用

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されることとなる。

(2) 労働基準法上の注意点

ア 労働条件の明示

使用者は、労働契約を締結する者に対し在宅勤務を行わせることとする場合においては、労働契約の締結に際し、就業の場所として、労働者の自宅を明示しなければならない（労働基準法施行規則第5条第2項）。

イ 労働時間

在宅勤務については、事業主が労働者の私生活にむやみに介入すべきではない自宅で勤務が行われ、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在せざるを得ない働き方であることから、一定の場合には、労働時間を算定し難い働き方として、労働基準法第38条の2で規定する事業場外労働のみなし労働時間制（以下「のみなし労働時間制」という。）を適用することができる（平成16年3月5日付け基発第0305001号「情報通信機器を活用した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2の適用について」）。

在宅勤務についてのみなし労働時間制が適用される場合は、在宅勤務を行う労働者は就業規則等で定められた所定労働時間により勤務したものとみなされることとなる。業務を遂行するために通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合には、当該必要とされる時間労働したものとみなされ、労使の書面による協定があるときには、協定で定める時間を通常必要とされる時間とし、当該協定を労働基準監督署長へ届け出るこ

とが必要となる（労働基準法第38条の2）。

在宅勤務についてのみなし労働時間制を適用する場合であっても、労働したものとみなされる時間が法定労働時間を超える場合には、時間外労働に係る三六協定の締結、届出及び時間外労働に係る割増賃金の支払いが必要となり、また、現実に深夜に労働した場合には、深夜労働に係る割増賃金の支払いが必要となる（労働基準法第36条及び第37条）。

このようなことから、労働者は、業務に従事した時間を日報等において記録し、事業主はそれをもって在宅勤務を行う労働者に係る労働時間の状況の適切な把握に努め、必要に応じて所定労働時間や業務内容等について改善を行うことが望ましい。

(3) 労働安全衛生法上の注意点

事業者は、通常の労働者と同様に、在宅勤務を行う労働者についても、その健康保持を確保する必要があり、必要な健康診断を行うとともに（労働安全衛生法第66条第1項）、在宅勤務を行う労働者を雇い入れたときは、必要な安全衛生教育を行う必要がある（労働安全衛生法第59条第1項）。

また、事業者は在宅勤務を行う労働者の健康保持に努めるに当たって、労働者自身の健康を確保する観点から、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（平成14年4月5日基発第0405001号）等に留意する必要があり、労働者に対しその内容を周知し、必要な助言を行うことが望ましい。

(4) 労働者災害補償保険法上の注意点

労働者災害補償保険においては、業務が原因である災害については、業務上の災害として保険給付の対象となる。したがって、自宅における私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならない。

- 4 その他在宅勤務を適切に導入及び実施するに当たっての注意点 (略)
- 5 在宅勤務を行う労働者の自律 (略)

労働政策研究報告書No.5

『欧米における在宅ワークの実態と日本への示唆』 —— アメリカ、イギリス、ドイツの実態から ——

本報告書は、日本における在宅ワークの保護・支援施策の参考とするため、アメリカ、イギリス、ドイツの在宅ワークの実態と法制度などを調べたものです。具体的な構成として、第1部は現地ヒアリングなどに基づき「在宅ワークの実態と日本への示唆」を、第2部は専門家の先生の協力を得て「在宅ワーカーをめぐる法制度」をとりまとめています。第3部は今年3月に行った国際シンポジウム「欧米の在宅ワークの実態から何を学ぶか」の概要を掲載しています。

＜執筆担当者＞

田原孝明（労働政策研究・研修機構研究調整部研究調整課長）、野村かすみ（同主任調査員）、北澤謙（同調査員）、飯田恵子（同調査員）、永野秀雄（法政大学人間環境学部助教授）、小宮文人（北海学園大学教授）、小俣勝治（青森中央学院大学経営学部教授）

＜お問い合わせ先＞

内容について 研究調整部研究調整課 TEL 03-5991-5103
ご購入について 広報部成果普及課 TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115
e-mail book@jil.go.jp

※労働政策研究報告書は下記のホームページから全文をご覧ください。

<http://www.jil.go.jp/institute/reports/index.html>